

平成24年度第5回差別事象検討小委員会

と き 平成25年3月15日(金)
15:15～16:45
ところ 第15会議室(議会棟3階)

1 開会

2 挨拶

3 議事

(1) 対応指針等の検討について

・・・ 1ページ

4 その他

5 閉会

差別事象検討小委員会 出席者

平成25年3月15日

○委員

委員名	所属・活動等	備考
やまだ アベ山田 マリア ルイサ	鳥取県国際交流財団 理事	
いちもり まこと 一盛 真	鳥取大学 准教授	
いまだ たまみ 今度 珠美	鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員	
しもよし しんじ 下吉 真二	部落解放同盟鳥取県連合会 前書記次長	
でがき ひとし 出垣 仁志	社会保険労務士,社会福祉士	
なかなが ひろき 中永 廣樹	前 鳥取県教育長	
よしおか のぶゆき 吉岡 伸幸	弁護士	

7名：(50音順)

○事務局

氏名	職名等	備考
小林 敬典	人権局 局長	
岸根 弘幸	人権・同和対策課 課長	
岸田 康正	教育委員会(事務局) 人権教育課 課長	
荒砂 茂徳	人権・同和対策課 企画調整担当 課長補佐	
前田 いづみ	人権・同和対策課 同和対策担当 課長補佐	
牧田 礼次郎	教育委員会 人権教育課 学校教育担当 係長	
金田 健志	人権・同和対策課 同和対策担当 主事	
井上 大輔	人権・同和対策課 企画調整担当 主事	

差別落書き未然防止指針の見直しの考え方

平成25年3月15日
人権教育課

〔4 差別落書き発生後の適切な対応〕関係)

- 1 教職員は、差別や人権上の問題の解決に資する教育を推進する責務を担っており、一人一人の教職員に対する県民の期待は大きい。
- 2 このため、校内で差別落書き等が発生した場合には、人権が尊重される学級・学校づくりの点検・見直しについて、特に次の点に留意しながら、主体的に責任を持って進めているところである。
 - (1) 事実関係の丁寧な把握
 - (2) 教職員・児童生徒・保護者等の信頼関係の構築
 - (3) 差別された者の痛みに対する適切な配慮
 - (4) 人権教育の指導内容・指導方法
 - (5) 学級・学校の教育環境

差別落書き未然防止指針 見直し案

(現行)	(見直し案)
<p>4 差別落書き発生後の適切な対応</p> <p>差別落書きをそのまま放置しておくことは、それを見た人に新たな差別意識を植え付けたり、差別意識を強めさせたり、差別落書きを助長させたりすることになり、その影響は大きい。</p> <p>については、県が設置・管理する公共施設で差別落書きが発生した場合、速やかに公衆の目に触れないような措置をとり、事実関係の記録及び関係者による現場確認を行うとともに、再発を防止するため、差別落書きの背景の分析・対応策の検討及び今後の効果的な啓発方法等の検討を行うことが必要である。</p> <p><u>このため、「差別落書き対応要領」を策定し、これに基づき、差別落書きの発生後の適切な対応を行うものとする。</u></p> <p>また、公共施設を設置・管理する外郭団体や市町村、JRなどの関係機関・団体においても、差別落書きが発生した場合、適切に対応するよう要請する。</p>	<p>4 差別落書き発生後の適切な対応</p> <p>差別落書きをそのまま放置しておくことは、それを見た人に新たな差別意識を植え付けたり、差別意識を強めさせたり、差別落書きを助長させたりすることになり、その影響は大きい。</p> <p>については、県が設置・管理する公共施設で差別落書きが発生した場合、速やかに公衆の目に触れないような措置をとり、事実関係の記録及び関係者による現場確認を行うとともに、再発を防止するため、差別落書きの背景の分析・対応策の検討及び今後の効果的な啓発方法等の検討を行うことが必要である。</p> <p><u>また、学校における差別落書きに対応する際には、児童生徒が心身ともに成長過程であることを十分に留意した上で、それぞれの発達段階に即した指導を展開することが重要である。</u></p> <p><u>これらを踏まえ、差別落書きの発生後の対応を適切に行うことを目的に、「差別落書き対応要領」を策定するものとする。</u></p> <p>また、公共施設を設置・管理する外郭団体や市町村、JRなどの関係機関・団体においても、差別落書きが発生した場合、適切に対応するよう要請する。</p>

差別落書き未然防止指針（見直し案）

平成10年4月
鳥 取 県
鳥取県教育委員会

1 目的

差別落書きは、人の心を傷つけるとともに、新たな差別意識を植え付けたり、差別意識を助長するなど、その影響は大きいものがある。

このような差別落書きを根絶するため、差別落書きの未然防止対策についての指針を策定することにより、人権が尊重される社会づくりを目指すものとする。

2 差別落書きの定義

「落書き」は、一般的には、門や塀など本来書いてはいけない場所にいたずら書きをすることをいい、本来行ってはいけない行為であり、場合によっては軽犯罪法や刑法の器物損壊罪（第261条）によって罰せられるものである。また、落書きの内容が特定の個人を侮辱したり、名誉を毀損したりするようなものであれば刑法の侮辱罪（第231条）や名誉毀損罪（第230条）で訴えられることもある。

この指針では、落書きの中でも、差別や偏見に基づき、人々の心を傷つける「差別語」あるいは「差別表現」を用いた落書きを「差別落書き」とし、軽犯罪法や刑法で罰せられるものであるかどうかを問わない。

3 差別落書きの未然防止対策

差別落書きを根絶するためには、差別落書きの不当性を広く県民に周知し、「差別落書きは悪質な行為であり、許さない。」という県民の共通理解を深めていくことが重要である。

このため、差別落書きの現状と課題を踏まえ、今後、効果的な啓発手法・内容の工夫と実践、学校教育における取組、報道機関への情報提供、公衆トイレの環境美化などに積極的に取り組むこととする。

(1) 効果的な啓発手法の工夫と実践

「人の心を傷つける差別落書きを許さない。」という県民の共通認識を深めるためには、差別落書きの不当性を効果的に県民に訴えていくことが重要である。

このため、広報紙の活用、ポスター・チラシ・ステッカーなどの印刷物の作成・配布など、効果的な啓発手法を工夫するとともに、地域や職域で行われる人権・同和問題の研修会、話し合いなどの場で、差別落書きの事例やモラルの問題も取り上げ、「差別落書きは罪悪であり、許すことのできない行為である。」という認識を深める。

(2) 学校教育における取組

学校教育の中で、差別落書きの事例を取り上げ、「差別落書きが人の心を傷つける悪質な行為であり、許されないものである。」という認識を児童・生徒に正しく自覚させるとともに、併せて公共的な施設を大切にするというモラルの重要性についても指導する。

(3) 報道機関に対する情報提供

広く県民に差別落書きの不当性を訴える場合、報道機関に適切に情報提供を行い、新聞やテレビなどを通じて多くの県民にその不当性を認識してもらうことも重要である。

このため、今後、差別落書きが発生した場合、原則として、報道機関に情報提供を行う。

なお、その際、差別意識や差別落書きを助長する恐れがあることから、「差別語」や「差別表現」を具体的に公表しないよう、報道機関に要請する。

(4) 公共施設の公衆トイレの環境美化

差別落書きを未然に防止するためには、公衆トイレの清掃を徹底するとともに、切り花を飾るなど、和やかな雰囲気づくりをするなどの環境美化に努めることが大切である。

また、公共施設に設置する公衆トイレは、明るく清潔感あふれるものにすることによって、落書きをしにくい環境づくりを行うことも重要である。

このため、今後、県が設置・管理する公共施設の公衆トイレの環境美化に努めるとともに、公共施設の設置・管理する外郭団体や市町村、JRなどにも公衆トイレの環境美化に努めるよう要請する。

(5) 関係機関・団体との連携、協力

差別落書きを根絶するためには、あらゆる機会を通じた啓発・教育の推進、公衆トイレの環境美化などの取組を推進する必要があることから、関係機関・団体と連携、協力して、効果的な差別落書き未然防止策を推進する。

4 差別落書き発生後の適切な対応

差別落書きをそのまま放置しておくことは、それを見た人に新たな差別意識を植え付けたり、差別意識を強めさせたり、差別落書きを助長させたりすることになり、その影響は大きい。

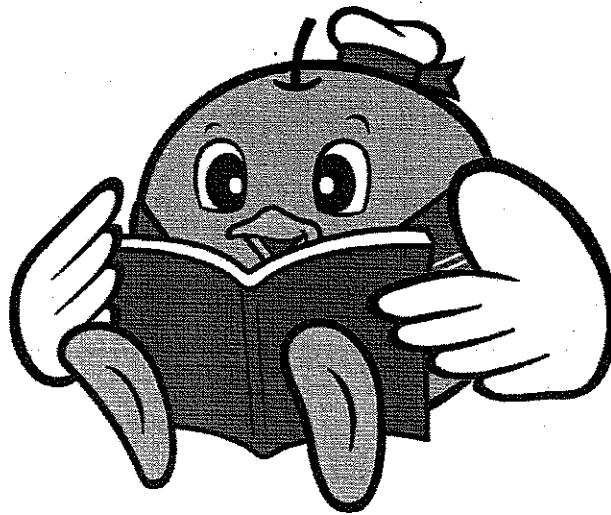
ついでに、県が設置・管理する公共施設で差別落書きが発生した場合、速やかに公衆の目に触れないような措置をとり、事実関係の記録及び関係者による現場確認を行うとともに、再発を防止するため、差別落書きの背景の分析、対応策の検討及び今後の効果的な啓発方法等の検討を行うことが必要である。また、学校における差別落書きに対応する際には、児童生徒が心身ともに成長過程であることを十分に留意した上で、それぞれの発達段階に即した指導を展開することが重要である。

このため、「差別落書き対応要領」を策定し、これに基づき、差別落書きの発生後の適切な対応を行うものとする。これらを踏まえ、差別落書きの発生後の対応を適切に行うことを目的に、「差別落書き対応要領」を策定するものとする。

また、公共施設を設置・管理する外郭団体や市町村、JRなどの関係機関・団体においても、差別落書きが発生した場合、適切に対応するよう要請する。

鳥取県いじめ対策指針

改訂版



平成24年10月

鳥取県教育委員会

はじめに

子どもたちにとって安全・安心な場であるべき学校で、いじめは決して許されないことであり、あってはならないことです。しかし、現実にはいじめを苦にして自ら命を絶つという痛ましい事件が起きるなど、多くの子どもたちがいじめに苦しみ、悩んでいます。

私たちは「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」という認識を持って、子どもたちに「いじめは人間として決して許されるものではない」ということを、毅然とした姿勢で示していく必要があります。

その上で、私たちがいじめに対する感覚を研ぎ澄まし、子どもたちとの日々の関わりの中で、行動や表情などの小さな変化を見逃すことなく子どもの内面に迫り、情報を共有しながら迅速に組織的な対応を行っていく必要があります。

子どもたちと接していく上では、決して予断を持つことなく、想像力を働かせて子どもたちの心の中を思い浮かべることが大切です。同じ事象を見ていても、「まさか、いじめではあるまい」という見方から「もしかして、いじめではなかろうか」という見方へと変えるだけで、見えてくる世界は違ってきます。

いじめが全国的に大きな社会問題となる中で、本県でもこれまで以上にいじめ対策が求められるようになり、9月定例県議会での多くの議論を経て hyper-QU の実施や24時間相談体制の充実、子どもの悩みサポートチームの設置など、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に繋げていく対策を行っていくことにしました。なかでも、hyper-QU は県内全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で実施することとしており、結果をしっかりと読み取って子どもたち一人一人の指導に確実に活かしていくことが求められています。

この「いじめ対策指針」は平成19年1月に策定しましたが、いじめに苦しむ子どもたちが残した叫びを心に刻み、二度と不幸な事件を起こさないためにも、このたび、内容を大幅に改訂して、学校などでの実践に役立てていただけるようにしました。また、今後は、ホームページ上で最新の情報を加えたり資料を追加したりしながら、随時、内容を更新していくこととしております。

鳥取県内のすべての学校が、子どもたちの笑顔で溢れ、歓声がこだまし合う中で、子どもたちが学びの質を高めながら心豊かに成長していく場となりますよう、力を合わせて取り組んでいきましょう。

平成24年10月

鳥取県教育委員会
教育長 横濱純一

目 次

	ページ
○ 改訂のねらい	1
I いじめとは	2
1 いじめの定義	
2 いじめの問題に関する基本的認識	
II いじめを許さない、一人一人が認め合える学級・学校づくり	5
III いじめに対する対応	
1 いじめの早期発見・早期対応	10
(1) 問題の兆候の把握等	
(2) いじめ発見のポイント	
◆教師のチェックポイント	14
(3) いじめアンケートの実施	
2 実効性のある指導体制	19
(1) チームによる対応	
(2) いじめ発見時の対応	
(3) いじめ問題への取組チェックポイント	
◆学校（管理職）用のチェックポイント	23
◆教育委員会用のチェックポイント	24
3 いじめを受けた児童生徒へのケアと弾力的な対応	25
4 実践的な校内研修の実施	27
5 家庭・地域社会との連携	29
IV 関係機関との連携	30
1 情報と行動のネットワーク	
(1) 「情報連携」から「行動連携」へ	
(2) 日常的な連携	
(3) 学校と関係機関等による連携	
(4) サポートによる連携	
(5) 子どもの悩みサポートチーム	
(6) 鳥取県いじめ問題調査委員会	
(7) 秘密の保持の徹底と個人情報保護への配慮	
(8) 24時間いじめ相談電話等相談体制の充実	

【資料及び実践事例】

I ネットいじめへの対応	41
1 ネットいじめの現状	
2 ネットいじめ発生時の対応策	
3 ネットいじめの防止策	
II 地域社会・マスコミ等への対応	48
III 実践事例	49

○改訂のねらい

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題です。いじめはどの子にも、どの学校においても起こりうるものであること、また、誰もが加害者にも被害者にもなり得るものであることを、教職員は十分認識しておく必要があります。

そのため、日頃よりいじめを許さない学校づくりを進めるとともに、

- ①児童生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう、感度の高いアンテナを張り巡らせた学校体制づくりをすすめ、丁寧な児童生徒理解を行う中でいじめの早期発見に努めることが大切です。
- ②そして、いじめを把握したら教職員が話し合い、対応チーム（生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭、学年主任、担任などで構成）を組織し、指導方針を共通理解した上で役割分担し、迅速な対応を進めます。

また、いじめられている児童生徒には「絶対に守る」という学校の意思を伝え、心のケアと併せて登下校時や休み時間などの安全確保に努めるとともに、保護者との連携を図り、対応策について十分に説明し了承を得ることが重要です。

加害者が特定できたら、個別に指導していじめの非に気づかせ、被害者への謝罪の気持ちを醸成させるとともに、再発防止へのねらいを含めた全体指導を行ってください。

今回の改訂は、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を改めて児童生徒一人一人に徹底させるとともに、教職員自らそのことを自覚し、保護者や地域と協力しながらいじめ対策に取り組んでいただくことをねらいとしています。

いじめが生じた場合には、いじめられた児童生徒に非はないという認識に立ち、心の傷の回復に向けた本人への働きかけを行いつつ、組織的対応によって学校全体として問題の解決を図ってください。

<活用例>

- 教職員一人一人が、自己研鑽のための資料として
- 学校における生徒指導方針の作成等の資料として
- 校内研修の資料として
- いじめ発生時の対応をチェックする資料として
- アンケートなど実態把握の材料として
- 保護者への啓発のための資料として
- 管理職が今までのいじめ対策を見直す資料として

資料及び実践事例

I ネットいじめへの対応

1 ネットいじめの現状

(1) ネットいじめの特徴

「ネットいじめ」とは、携帯電話やスマートフォン、パソコン等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示版などに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うものである。

・・・「ネットいじめ」の特徴・・・

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなり得る。
- ネットいじめは時と場所を選ばないため、常に、自分が脅しや噂や嘘の対象になっていないかおびえ続けなければならない。また、直接的な対面でなされないため、いじめた者はいじめられた者の苦しみの大きさが分からず後悔や同情の気持ちを持ちにくい。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすく、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難であり、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネットいじめ」の実態の把握が難しい。

(2) ネットいじめの類型

①掲示板・ブログ・プロフでの「ネットいじめ」

ア) 掲示板・ブログ・プロフへの誹謗・中傷の書き込み

インターネット上の掲示板やブログ、プロフに、特定の子どもの誹謗・中傷を書き込み、いじめにつながっている場合もある。

イ) 掲示板・ブログ・プロフへ個人情報を無断で掲載

掲示板やブログ、プロフに、本人に無断で実名や個人が特定できる表現を用いて、電話番号や写真等の個人情報が掲載され、そのために、迷惑メールが届くようになり、個人情報に加えて、容姿や性格等を誹謗・中傷する書き込みをされ、クラス全体から無視されるなどのいじめにつながるケースがある。

ウ) 特定の子どもになりすましてインターネット上で活動

特定の子どもになりすまして、無断でプロフなどを作成し、その特

定の子どもの電話番号やメールアドレスなどの個人情報を掲載した上、「暇だから電話して」などと書き込みをしたことにより、個人情報を掲載された児童生徒に、他人から電話がかかってくるなどの被害事例がある。

【参 考】

- (電子) 掲示板・・・参加者が自由に文章等を投稿することで、コミュニケーションを行うことができるウェブサイトのこと。掲示板の管理者がテーマ等を設定し、その内容に沿った書き込みをする。
- ブログ・・・・・・・・「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるウェブサイト。携帯電話等を使用して更新するブログは「モブログ」と呼ばれている。
- プロフ・・・・・・・・「プロフィールサイト」の略で、パソコンや携帯電話からインターネットを利用して、自己紹介サイトを作成することができる。事業者（プロバイダ）が行っている無料のプロフィール作成用サービスを利用すれば、小中学生でも簡単に作成することができる。不特定多数の者が見たり書き込んだりすることができる。

②メールでの「ネットいじめ」

ア) メールで特定の子どもに対して誹謗・中傷を行う

誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信するなどして、いじめを行ったケースがある。インターネット上から、無料で複数のメールアドレスを取得できるため、いじめられている子どもには、誰からメールを送信されているのか判らないこともある。

イ) 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する

特定の子どもを誹謗・中傷する内容のメールを作成し、「複数の人物に対して送信するように促すメール（チェーンメール）」を、同一学校の複数の生徒に送信し、当該生徒への誹謗・中傷が学校全体に広まったケースがある。

ウ) 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う

第三者になりすまして送られてくるメールのことを、「なりすましメール」と呼んでいる。なりすましメールは、子どもたちでも簡単に送信することができる。クラスの多くの子どもになりすまして、「死ね、キモイ」などのメールを特定の子どもに何十通も送信した事例がある。

③ その他

口こみサイトやオンラインゲーム上のチャットで、誹謗・中傷の書き込みの事例などがある。また、最近の事例では、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用して、誹謗・中傷の書き込みを

行うことが増加してきている。「ネットいじめ」は、インターネットの使い方の変化や新しいシステムやサービスなどの出現などにより、新たな形態のいじめが生じることが考えられる。

【参 考】

口コミサイト・・・インターネット上で、様々な物事の評判を情報交換するためのウェブサイトのこと。利用者が自由に書き込むことができる。

オンラインゲーム・・・コンピュータネットワークを利用して、別々の場所においても、オンライン上で同時に同じゲームを行うことができるもの。ゲームだけではなく、チャット等への書き込みを行うことで、コミュニケーションを行うことができる。

チャット・・・文字を使って、ネットワーク経由で遠隔地の人と時間差なしで会話すること、もしくはその機能。チャットとは「おしゃべり」のこと。現在は、音声による「ボイスチャット」、映像も追加した「ビデオチャット」もある。

SNS・・・ソーシャルネットワーキングサービスの略。コミュニティ型の会員制のウェブサイトのこと。既存の会員からの招待がないと会員になれないという形式をとっていることが多い。会員になると、自由に書き込みを行うことができる。

2 ネットいじめ発生時の対応策

(1) 書き込み内容の確認

誹謗・中傷等の書き込みの相談が児童生徒・保護者等からあった場合、その内容を確認すること。記載内容によっては、同じ学校や学級の者による書き込みかどうか、さらに言い回しなどからは、特定人物が推測できることもある。また、証拠として書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトして、内容を保存することが大切である。

ただ、いじめられている児童生徒がその対抗手段として、ネット上に相手の誹謗・中傷等の書き込みをしているケースもあるため、単純にネット上の書き込みだけで被害者と加害者を判断してはならない。さまざまな関係性を総合的に把握した上で、対応や指導することが必要である。

(2) 悪質な書き込みの削除

被害者へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、書き込みの削除が必要である。サイト管理者、インターネットプロバイダ、携帯電話会社への削除依頼、また犯罪行為にあたる場合には警察への通報を迅速に行わなければならない。

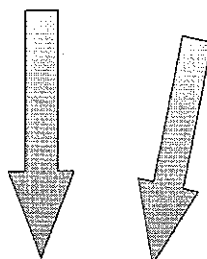
<インターネット掲示板への悪質な書き込みの削除対応>

<p>1 悪質な書き込み等がなされている掲示板を確認</p>	<p>①書き込んだ者が特定できないか内容を確認する。</p> <p>②掲示板のアドレス (URL と呼ばれるもので <code>http://~</code> といったもの) を記録する。 携帯電話からアクセスし、アドレス (URL) が記載されていない場合には、メニューから「URL 表示」を選ぶか、一旦、「お気に入りリスト」等に登録するとアドレスの確認ができる。</p> <p>③書き込みのある掲示板のトップページを確認する。 (通常、当該掲示板のページ内に「ホーム」「トップ」「戻る」等といったリンクがある。)</p> <p>④掲示板のトップページに管理者への連絡手段がないか確認する。 (「メール」「管理者へのメール」等のリンクがあるものや、削除依頼掲示板に書き込みをして依頼するものなどがある。)</p>
--------------------------------	---



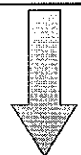
管理者に連絡

<p>できない</p>	<p>できる</p>	<p>削除依頼する際には、具体的に書かれている内容について記載するとともに、書き込みのあるアドレス (URL) を必ず記載する。 ※証拠を残しておくために、書かれていた内容を日時がわかるように、プリントアウトしておく。 (削除依頼をして書き込みを削除しても、通信記録を削除されることはないが、心配であれば通信記録の保存も併せて依頼すること。)</p>
-------------	------------	---



削除されないとき

<p>2 掲示板が利用しているプロバイダ等を確認</p>	<p>掲示板によっては、携帯電話から利用できる無料の掲示板サービスが利用されており、掲示板最下部にある「<code>http://〇〇.jp/</code>」「〇〇 space」「〇〇無料 BBS」などと書かれたリンクをクリックすると、その無料掲示板サービスを提供している会社 (プロバイダ) 等のホームページにアクセスできるので、そのページにある「問い合わせ」又は「違反 BBS 通報」よりサービス提供会社等にメールを送る。</p>
------------------------------	---



<p>削除依頼</p>	<p>削除依頼する際には、具体的に書かれている内容について記載するとともに、書き込みのあるアドレス (URL) を必ず記載する。 (プロバイダ等によっては、非常に多くの掲示板を管理し、また、多くの削除依頼を受けているところもあり、記載内容やアドレスが不明確な場合は対応が遅くなったり、対応してもらえなかったりするので留意すること。)</p>
-------------	--

<チェーンメールへの対応>

財団法人日本データ通信協会の迷惑メール相談センターが、携帯電話のチェーンメールの転送先メールアドレスを用意している。転送しないとどうしても不安な場合は、用意されたメールアドレスに転送すれば、同協会が責任を持って削除してくれる。

※「撃退！チェーンメール」 迷惑メール相談センター（財団法人日本データ通信協会）

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/topchain.html>

3 ネットいじめの防止策

(1) 児童生徒と大人の意識の違い

児童生徒の携帯電話やスマートフォン、コンピュータへのかかわり方が、大人世代とは異なることを理解すること。多くの大人は、コンピュータは情報を得たり、瞬時に手紙を送れる実用的な道具だと思っているが、子どもは、仲間とのつながりに必要不可欠なものと思っている。このような携帯電話やスマートフォン、コンピュータに対する見解の違いから、大人はネットいじめの知識が不十分であり、子どもに対して良い助言ができないのが現状である。

(2) 情報モラル教育の必要性と教員研修

「ネットいじめ」を予防する観点、また、「ネットいじめ」以外にも、子どもたちがインターネット上のトラブルに巻き込まれることも考えられる。そのような情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラル教育を学校全体で行っていく必要がある。教員が、インターネット等に関する知識や「ネットいじめ」の実態を理解し、児童生徒への情報モラルに関する指導力の向上を図ることが重要である。また、インターネット環境は日々進化しており、継続的な教員研修が求められる。

※ゲーム機や音楽プレーヤーもインターネットに接続できるものがあることや誰でも無線LANでインターネットに接続できるフリースポットが増えていることなど、インターネット環境の変化に教員も敏感である必要がある。

(3) 情報モラル教育において指導すべき、「ネットいじめ」にかかわる視点

<掲示板>

◇掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。

◇ネットいじめには応答しないこと。応答は、相手をさらに助長させる。

◇書かれていることが全て真実であると信じないこと。インターネットを利用する人々が、想像通りの人とは限らないし、本人が言っている通りの人とも限らない。

<チェーンメール>

- ◇チェーンメールが回ってきたら、家族や先生に相談すること。
- ◇チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性もあるので、絶対に転送しないこと。また、チェーンメールの内容に、特定の個人を誹謗・中傷する内容が含まれているものを転送した場合、自分自身も「ネットいじめ」の加害者となること。
- ◇チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等は、メールの内容とは無関係であり、こちらから連絡しないこと。

<その他>

- ◇IDやパスワード、個人名、住所、電話番号などの個人的な情報を他人に知らせないこと。
- ◇未成年者はインターネット上で知り合った人と、会う約束をしないこと。

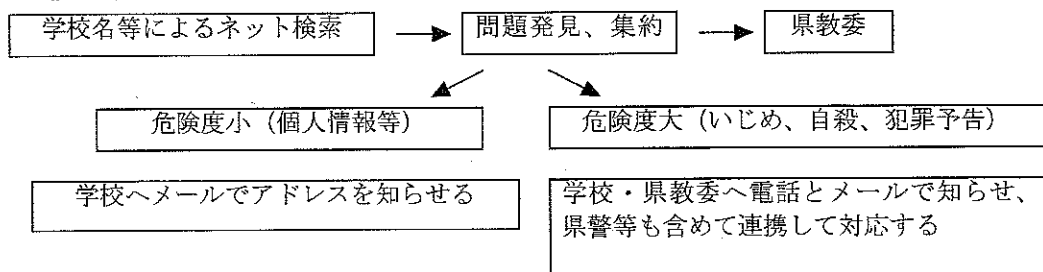
(4) ネットパトロールについて

県教育委員会では、インターネット上のいじめや誹謗中傷、犯罪被害等から児童生徒を守るため、早期発見・早期対応の観点から、学校非公式サイト（いわゆる学校裏サイト）、ブログ、プロフ、家出サイトなど問題となる「学校非公式サイト等」の検索、監視等をNPO法人に委託し、実施している。

不適切な内容・個人情報の書き込みなどが見つかった場合には、NPO法人とともに未来ネットワークより各学校の代表メールへ内容やアドレス等を情報提供している。

児童生徒の実態把握や指導、情報モラル教育へ活用してほしい。

監視の流れ



(5) 保護者への啓発

「ネットいじめ」については、学校だけの取組だけでなく、学校と家庭や地域が連携・協力し、「ネットいじめ」の予防と、早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていかなくてはならない。そのためには、携帯電話等の利用に関する危険性と子どもたちの携帯電話等の利用の実態について保護者が理解し、「ネットいじめ」の実態等について子どもと話し合い、携帯電話等の利用に関して家庭におけるルールづくりを行っていく必要がある。また、保護者が携帯電話へのフィルタリングの設定が、「ネットいじめ」を予防する点で有効な場合もあることを理解し、子どもの携帯電話やスマートフォンへのフィルタリングの設定を行うことも重要となる。学校においても、入学式の際の保護者への説明会や保護者会などの機会を捉えて、「ネットいじめ」の実態や、家庭での取組の重要性について呼びかけていく必要がある。学校での携帯電話等の取扱いに関する方針について、あらかじめ保護者に説明し、理解を得ることで、その後の指導をスムーズに行うことが可能になる。

